

1. 懲戒処分取消訴訟について

令和3年9月13日に懲戒免職処分とした元市職員から、令和5年10月17日付で処分取消の訴えが、飯塚市を被告とし、福岡地方裁判所に懲戒処分取消請求事件として訴状が提出され、令和5年11月1日付で福岡地方裁判所書記官名にて本市に送達されたことから、令和5年11月2日付で受理しましたので、その概要を報告します。

概要

○懲戒処分に至った経緯

令和2年6月13日に元市職員が交通法規違反（酒気帯び運転）により現行犯逮捕される事案が発生しました。元市職員が令和2年6月24日付で刑事事件として起訴されたことから、類似する事件の処分については、行政処分及び刑事処分の確定後に行っていたため、本案件についても、処分の時期は刑事処分確定後、速やかに実施することとしておりました。しかし、刑事処分確定前の、令和3年9月1日付で同年9月30日での退職の申し出があったことから、退職前に本市としての処分を行う必要があるため、人事諮問委員会を開催し、審議し、処分についての諮問を市長に行い、令和3年9月13日付で懲戒免職処分としたものです。

○懲戒処分後の経過

処分に不服がある場合は、地方公務員法第49条の2及び3の規定により、3箇月以内に飯塚市等公平委員会に対して審査請求を行うことができるとされており、令和3年12月6日に元市職員から、代理人を介し、審査請求書が飯塚市等公平委員会に送達されました。

これを受け、令和3年12月17日に公平委員会が開催され、審査請求が受理され、令和5年5月まで審議が行われ、令和5年5月17日付で、「審査請求人が令和3年12月6日付けでした不利益処分の審査請求を棄却する。」との裁決がなされました。

再審査請求、取消訴訟の提起の期間は6箇月となっておりますが、今回、元市職員から、令和5年10月17日付で、飯塚市を被告とし、処分

取消の訴えが福岡地方裁判所に提起されたところです。

なお、元市職員が令和2年6月24日付で刑事事件として起訴された事件については、令和4年4月18日に福岡地方裁判所飯塚支部にて、懲役8箇月執行猶予3年の判決が言い渡されており、後に控訴されましたが取り下げられ、確定しております。

○訴訟における請求の主旨

被告市長が令和3年9月13日付けで原告に対して行った地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づく懲戒処分を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。